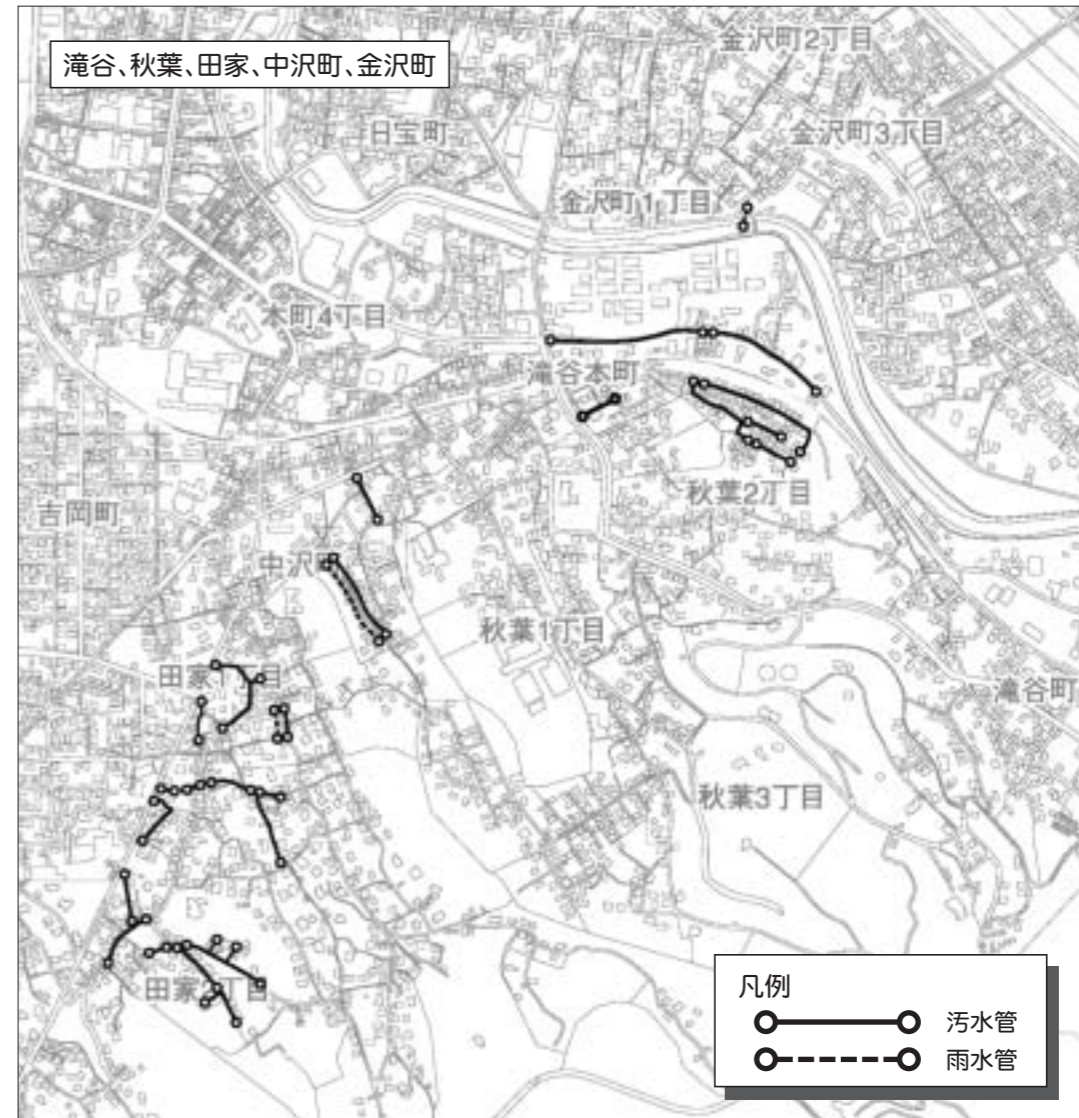


# 私たちの環境と生活を守る下水道

## 今年度の下水道工事予定箇所を紹介！



汚水管と雨水管で  
環境と生活を守ります

新津市の下水道は、水洗トイレや台所、洗面所などの雑排水を流す「汚水」と屋根などからの雨水を側溝などを通して流す「雨水」の二系統に分けて処理されています。

各家庭および事業所。以下同じ(下水道(汚水管)に接続されれば、家庭からの雑排水が川や海を汚すことがなくなり、きれいな環境が守られます。また、雨水管の整備は大雨などによる浸水の被害からまちを守ります。

### 平成15年度は 汚水管を44ヶ所整備

平成十五年度の汚水管の工事区域は、古田、滝谷、秋葉、田家、東島、古津、朝日(以上、第五期事業区域)で、三十六路線のおよそ十キロ、四十四ヶ所を整備する予定です。この地域の工事箇所沿線に住んでいる人は、平成十六年三月までに下水道が使えるようになります。雨水管工事は、六路線のおよ

そ一<sup>キ</sup>、三ヶ所を整備します。  
■問い合わせ 下水道課工務係 (内線535)へ。

### 排水設備工事は 早めに行いましょう

下水道を整備しても、各家庭からの生活雑排水などを下水道(汚水)本管に接続する排水設備工事をしていたり、排水設備工事を完了しては、下水道の効果が発揮されることができません。

下水道が使えるようになったら、現在、くみ取り式トイレを使用している家庭では三年以内に排水設備工事をしてください。また、単独浄化槽による水洗トイレを使用している家庭は、速やかに下水道に接続してください。

単独浄化槽は、水洗トイレ以外の台所や洗面所、浴室などの生活雑排水を浄化しません。これらの雑排水はやがて川に流れ込み、循環する水環境を汚すこととなります。

下水道が使えるようになったら、家庭内の雑排水はまとめて下水道に流すようにしましょう。

### 不要になった浄化槽も 有効利用できます

下水道に接続することによって不要になった浄化槽に雨水を貯めて、草花の水やりや散水などに有効利用したり、豪雨時の排水路などへの負担を減らしたりすることが出来ます。

市では、浄化槽を雨水貯留槽に転用する工事費の三分の二以内、八万円を限度として助成しています。

### 下水道認可区域外の 合併浄化槽設置を助成

下水道認可区域外で浄化槽を新規に設置する場合、トイレの汚水と台所や風呂などの生活排水を一緒に処理する合併浄化槽にすることが義務づけられています。

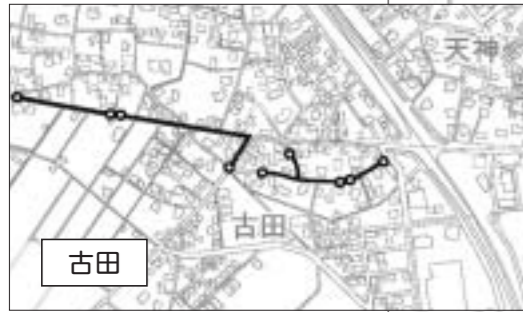
市では、生活排水対策の一環として、合併浄化槽を設置する場合、その費用の一部を補助します。

助成対象地域 公共下水道認可区域と農業集落排水事業区域などを除く地域

補助対象者 主に住宅として利用する建物に合併浄化槽を設置する人

補助限度額 5人槽：37万5千円、6～7人槽：43万8千円、8～10人槽：55万5千円

■問い合わせ 下水道課維持管理係(内線534)へ。



下水道につなぐと、  
安全で快適な  
まちづくりを!!



下水道マスコット  
キャラクター  
「スイスイ」